

## 第406回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年9月26日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 14人

1番 江口勘四郎委員      2番 長沼健司委員      3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員      ~~5番 山口久志委員~~      6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員      8番 松田陽一委員      9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員      11番 鈴木萬四郎委員      12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員      ~~14番 原田広幸委員~~      15番 木村辰也委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 7人

佐藤秀雄推進委員、山口守推進委員、齋藤吉昭推進委員、金子俊信推進委員

奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員 5番 山口久志委員、14番 原田広幸委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第463回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程6 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第3号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

## 7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、9月15日に告示になりました、第406回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年9月15日、上山市農業委員会告示第11号により、令和4年9月26日、第406回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年9月16日付け農委第87号をもって、第406回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第406回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員14人となっております。なお、5番、山口久志委員、14番、原田広幸委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が7人出席しております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、4番、上妻一実委員、11番、鈴木萬四郎委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は高松在住の〇〇氏、農業兼会社員、譲受人は高松在住の〇〇氏、農業であります。高松地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連しての現地調査の結果ですが、地区担当委員である山口久志委員が欠席のため、事務局が事前に結果の報告を受けております。代理で報告をお願いします、事務局。

事務局 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。〇〇氏から経緯を聞き、現場を確認しております。経緯としては以前から〇〇氏が申請地を借りて野菜を作っていたそうですが、〇〇氏のお父さんの農業者年金の関連で所有権の移転までは至

っていなかったそうです。〇〇氏のお父さんが亡くなり、〇〇氏への相続登記が完了したため今回所有権移転をすることになったそうです。〇〇氏からはこれまで通り野菜を作付けすることを確認し、全ての許可要件を満たす方であることも確認はしましたが、なおご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、会社員兼農業、借り人は仙台市に事務所を有する株式会社〇〇、建設業であります。小穴地内の畑1筆、1,084㎡のうち146.77㎡について携帯電話の基地局建設に係る作業ヤード等として利用するため一時転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第463回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第463回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は相生在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は相生在住の〇〇氏であります。相生地内の田畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以

上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第463回農用地利用集積計画の所有権移転の整理番号1については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1及び2については関連がありますので、一括して説明いたします。貸し人は相生在住の〇〇氏、借り人は相生在住の〇〇氏及び宮脇在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第463回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、相生地内の田畑3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の5ページをお開きください。6件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1、2及び6については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第3号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。所有者は永野在住の〇〇氏、施工者は山形市に事務所を有する〇〇

株式会社であります。隣接の田と同じ高さにするため田に盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について、事務局長より報告いたします。  
事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。所有者は金生西二丁目在住の〇〇氏、施工者は高野に事務所を有する株式会社〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後1時49分)

議事録署名委員

議事録署名委員